

浜田市議会議員政治倫理条例の改正の変遷

背景・経過

「浜田市議会議員政治倫理条例」は、議員の政治倫理に関する規律の基本を定め、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定されています。

社会情勢の変化や法改正、議会への市民参加の促進、ハラスメント防止などの課題に対応するため、特別委員会や議会運営委員会での協議を経て、これまで3度の改正を行ってきました。

【目的】 議会の公正性・透明性・信頼性の確保、市民参加の促進、審査時の専門性の活用

議員定数等議会改革特別委員会において検討

・ハラスメント等の禁止規定の追加

政治倫理基準の遵守等（第3条）に「ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」を追加

・審査請求者の拡大

【旧】議員（2人以上の連署）のみ

⇒【新】議員に加え、市民（有権者総数の100分の1以上の連署）も審査請求が可能に

・政治倫理審査会の委員構成・人数・任期の見直し

【旧】議員のみ（13人以内）任期は議員の任期

⇒【新】識見者又は議員のうちから委嘱・任命（6人）任期は当該審査に要する間に変更

・政治倫理審査会の原則公開化

【旧】原則非公開

⇒【新】原則公開（出席委員の3分の2以上の同意で非公開可）へ変更

・議会基本条例とのすり合わせ

本条例が議会の最高規範である「浜田市議会基本条例」に基づくものであることを明記

令和3年6月定例会議において、議会運営委員会から条例改正を提案し、全会一致で可決

令和3年7月5日施行

【目的】 地方自治法の一部改正に伴う議員の請負に関する規制緩和への対応

議会運営委員会において検討

・請負契約に関する遵守事項の削除

地方自治法改正により、個人による地方公共団体に対する一定金額までの請負が可能となったことに伴い、従前の請負契約の自粛等を求めていた規定（第4条）を削除

※本改正に合わせ、「浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を新たに制定

令和5年9月定例会議において、議会運営委員会から条例改正を提案し、全会一致で可決

令和5年
9月28日施行

浜田市議会議員政治倫理条例の改正の変遷

令和8年
3月25日施行

【目的】 職員の環境を守るため実効性ある政治倫理基準へ見直し

議員定数等議会活性化特別委員会において検討

・政治倫理基準（遵守事項）の追加・明確化

第3条（1）を変更、（4）（5）（7）（10）（11）を追加

令和8年3月定例会議において、議員定数等議会活性化特別委員会から条例改正を提案し、全会一致で可決

○浜田市議会議員政治倫理条例

（政治倫理基準の遵守等）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。
- （2）市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （3）市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- （4）市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。
- （5）法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。
- （6）ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- （7）発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。
- （8）市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- （9）政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。
- （10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。
- （11）正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。